

特定非営利活動法人 千葉県介護支援専門員協議会 令和6（2024）年度 第1回通常総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月15日（土） 10：00～12：00
2. 開催場所 Webによる開催（Zoom）
3. 正会員総数 669名（令和6年5月24日現在）
4. 出席者数 442名（内、委任状出席412名）
5. 開会

本総会は、出席が30名、委任状出席が412名で合わせて442名となり、正会員総数が過半数に達したため、本会定款第33条の規定により有効に成立した。

6. 審議事項

- （1）第1号議案：令和5（2023）年度事業報告
- （2）第2号議案：令和5（2023）年度決算・監査報告
- （3）第3号議案：令和6（2024）年度事業計画（案）
- （4）第4号議案：令和6（2024）年度予算（案）

※採決はZoom機能の「挙手機能」を使用。

7. 議長団の選出に関する事項

議長団の選出は執行部一任にて、議長に山口定之氏、副議長に本間直毅氏が選任された。また、議事録署名人については渡辺哲也氏、木下知子氏が選出された。なお、書記は事務局が担当した。

8. 議事の経過の概要及び議決の結果

- （1）第1号議案「令和5（2023）年度事業報告」及び第2号議案「令和5（2023）年度決算・監査報告」について執行部より資料を基に説明があり、審議された。

○質問（事前） 第2号議案について

令和5年度第1回通常総会において、当該年度の第2号議案の事前質問における答弁については、ちばケアマネ通信通巻94号の紙面上「議事録を当会ホームページで公開することでお示ししたいと考えている」とあるが、当会ホームページのどこに、いつから、公開されているのかお示し願いたい。公開されていないのであるならば、公開できない理由を釈明されたい。

●回答 執行部

ご質問ありがとうございます。昨年度の総会議事録が当会ホームページ（以下HP）の「いつ」「どこに」というご質問、そして公開できない理由を、とのご質問でした。まず、HPへの公開についてはできておりませんでした。これは単に事務局の作業が抜け落ちておりました。大変申し訳ございません。ご指摘いただき、本日現在は当会HP「協議会概要」に掲載されております。ご確認いただければ幸いです。なお、ご質問者をご確認いただいておりますように、総会議事録は当会HPとあわせ「ケアマネ通信」に掲載しています。会員の皆様へは可能な限り議事内容を「そのまま」お伝えするため掲載容量が可能であれば、議事録と同程度の内容をケアマネ通信に掲載します。したがってHPの内容はケアマネ通信からの抜粋とさせていただいている年もあることをご了承願います。今後も同様の手段で発信してまいりたいと考えております。

その他質疑が無く、採決を図ったところ第1号議案「令和5（2023）年度事業報告」は満場一致により承認、可決された。

続いて、第2号議案「令和5（2023）年度決算・監査報告」について採決を図ったところ、満場一致により承認、可決された。

- (2) 第3号議案「令和6（2024）年度事業計画（案）」及び第4号議案「令和6（2024）年度予算（案）」について執行部より資料を基に説明があり、審議された。

○質問（事前） 第3号議案について

NPO法人より一般社団法人へ法人変更することにより、活動が変わる点などがあれば説明いただきたい。法人としてかわる点のメリットを説明いただきたい。過去に説明されていたらご容赦下さい。

●回答 執行部

ご質問ありがとうございます。まず、活動が変わるという点では、今すぐに大きく「これが」というのはないと考えています。組織強化においては、昨年あたりから本格的に進めており、当会の組織構成としても「現場のケアマネジャー（以下ケアマネ）」に今以上に加わっていただくため、役員構成には「地域枠」を創設し、地域の方々の意見を直接法人運営に反映していくことを進めております。その過程の中でご説明を適宜させていただいております。地域で困っている事にも我々として今以上に対応していければと考えています。例えば、地域のケアマネに対する点検支援の部分を市町村から受託する、地区の協議会活動を促進させるため助成等の対策を模索していく等、より身近な所で我々の活動ができれば良いのではと考えているところです。加えて、過去の流れにつきましても少し説明させていただきます。元々平成27年度に介護支援専門員の全国大会を千葉県で行う際「組織強化を図

る」というかたちで事業計画に明記させていただきました。その頃から、組織の見直しや強化への必要性について検討が始まりました。そして平成 29 年度前理事長退任時において、組織強化としての「一般社団」を見据えた法人化の議論が理事会等により交わされました。その後、現理事長のもと進めておりましたが、令和元年度の台風災害や、令和 2 年度からはコロナによる大混乱もあり、当会としましても通常事業（とりわけ法定研修）実施に集中せざるを得ない状況が続きました。そのような中、令和 3 年度の事業計画の中で「社団化」ということを明記し、当該年度の総会であらためて説明させていただきました。そして令和 5 年度の役員改選において「地域枠の創設」、そして主要な役員で法人化に向けた検討を本格的に調査、開始するなど順次進めさせていただいているところです。ちなみに、昨年度の総会においては「法人化」「組織強化」を迅速かつ確実に進めることを前提に、定款の中で理事長任期の延長をご承認いただき、延長後の 1 年目が今年度終了する、という流れです。

●回答 理事長（補足）

法人化に向けての具体的な活動を、今回の総会で改めて丁寧にご報告するかたちをとらせていただきました。なぜ法人化が必要かというところは、今説明の中にも入っておりますが、現在の複雑化した制度、多様化するニーズ等の中で、介護支援専門員が地域の中で活動していく、専門職としての役割をしっかりと果たすためには、個人はもちろん各地域や事業所等の単位では活動に制限があり解決が難しいことがあります。社団化することにより、それを県の職能団体組織としてしっかりと支えていく、今まで以上にサポート体制が整備できるのではないかと、各地域の人達の声に基づきながら当協議会の活動を進めていくということが一番強く考えております。今回の社団法人化は、あくまで一つのプロセスであり、その先の公益法人も見据えつつ、職能団体として「自立」した組織にしていきたい。現時点では、これを一番直近の課題・重要な取組みとして捉えております。会員の皆様にもご理解をさせていただきながら進めることとなりますので今回経緯を含めご説明をさせていただきました。よろしく申し上げます。

○質問（事前） 第 3 号議案について

別添資料に一般社団法人化を目指すとあり、事務の効率化を述べ、活動報告義務があつて事務負担が重く、一社化すれば報告義務は決算だけだと主張するが、現段階（少なくとも本日 6 月 2 日現在）において昨年 7 月発行のちばケアマネ通信通巻 94 号の紙面上において「議事録を当会ホームページで公開することでお示ししたいと考えている」と述べながら公開されていないことと通底するのいかか。会員へ詳らかにするのが事務負担なのか。

●回答 執行部

ご質問ありがとうございます。議事録の HP の公開については先程回答させていただいた通りであり、そのことについての大きな事務負担はないと考えております。NPO 法人の場合は所轄庁の認証が必要になってきます。そういう意味において毎年の決算も含め必ず所轄庁への報告となり、認証が下り

るまでの期間を含めるとそれなりの時間がかかります。一般社団法人では社団法人の中での会員に対する報告で完結することから、多少事務等が軽減するというところで示したところです。将来的には公益社団を視野に入れるとすれば、より厳格な事務というのが求められることとなります。今回の組織強化の目的は、先程理事長の説明のとおりであり、事務負担の軽減という部分は法人化を進める上で付随する部分という程度でご認識いただければと思います。

○質問（事前） 第3号議案について

研修について。せっかく法定研修の委託を受けているので、follow up 研修を実施してほしい。特に、課題整理総括表の基本の普及が急務と考える。

●回答 執行部

質問ありがとうございます。まず、先程事業計画でも触れましたが、この follow up 研修（いわゆる法定外研修）につきましては、当会研修委員会が中心になり「独自研修」として年4回以上開催させていただいております。令和6年度から法定研修の内容が大幅に見直され、その中で法定外研修との接続の重要性というところが強くうたわれております。背景には、国でも強調されているように5年に1回の法定研修だけでは、到底現場の実践というものを支えていくことはできないという中で、法定外研修と法定研修が繋がっていくことで実践力を積み上げていく、との考えからです。当協議会としましても今後もそのような形で独自研修というものを開催していきたいと考えております。加えて、現時点でもこの「法定外研修」というものが各市町村や地域の介護支援専門員協議会等において様々な形で開催されております。また、当協議会の事業としまして講師派遣事業というものも行っており、各地域協議会からご依頼を頂ければ、可能な限り講師を派遣し対応していきたいと思っております。もう一点、課題整理総括表の基本の普及が急務ということですが、ご指摘いただいたように当協議会の方としましても、令和6年度の法定研修のプログラムにおいてしっかりと位置付けをしております。これに限らず、今後もあるものについては、当協議会からも各地域や事業所等へ適宜発信していきたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いたします。

○質問 第3号議案について

主任ケアマネを受験するためには、同一事業所に6ヶ月以上在籍していなければならないという資格要件があるのですが、ケアマネジャーの資格はあくまでも個人の資格なのでこういう要件は必要なのかな（不要では？）と思います。主任の場合、求められるものは、地域包括ケアシステムの構築への貢献とか、事業所を超えて地域のケアマネジャーの指導にあたるとか、そういうものが求められていると思うので、同一事業所に6ヶ月以上在籍しているという要件があるのはどうしてか。

●回答 執行部

ご質問ありがとうございます。まず、主任介護支援専門員研修に限らず主任介護支援専門員更新研修

も申込みの段階で事業所からの「推薦書（所属事業所推薦書）」というのを提出いただいております。主任ケアマネは、ご承知の通り事業所や地域等において大変重要な役割を期待され、担い、活動しています。主任は個人の資格という面もありますが、その者が事業所（又は地域）でどういった立場で従事されており、現在の活動（経験）をされているのか、受講者個人のみならず事業所の管理者、又は法人代表者としても把握をしていただきたい、という背景のもと千葉県と協議を進める中で「所属事業所推薦書」を求めている経緯があります。推薦書内には、代表者等が記載する項目があることから、申込者が法人等にある程度の所属期間がなければ「書けない」という声があることから、一定期間の従事期間を設けたほうが望ましい、という議論の中で出てきた要件になります。ただ、今回ご指摘いただいたように主任の役割、取り巻く環境も少しずつ変わってきております。本要件の妥当性については当該委員会、そして千葉県も交え今後検討させていただきたいと思っております。

その他質疑が無く、採決を図ったところ第3号議案「令和6（2024）年度事業計画（案）」は満場一致により承認、可決された。

続いて、第4号議案「令和6（2024）年度予算（案）」について採決を図ったところ、満場一致により承認、可決された。

以上をもって総会の議案全部の審議を終了し、議長は閉会を宣言した。